

施策カルテ

1 施策の位置付け

				担当課	環境保全課		
総合計画 政策の柱	Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	1 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	取組の 基本方向	「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」ため、市民の環境を守る意識を高め、行動につなげるための「環境保全行動の推進」、温室効果ガスの排出を抑制するための「地球温暖化対策の推進」、限りある資源の有効利用を図るための「ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進（3Rの推進）」、廃棄物処理における環境負荷を最小限に抑えるための「廃棄物の適正処理の推進」、公害などの快適な生活を阻害する要因を未然に取り除くための「良好な生活環境の確保」に、重点的に取り組みます。	政策目標 (基本施策目標)	市民、事業者、行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。

2 施策の現状と達成状況、課題の抽出

①施策名	良好な生活環境の確保						達成率 (%)						
	施策指標(単位)												
②施策目標	大気や水の汚染、騒音など、公害のない良好な生活環境が確保されています。												
③施策を 取巻く環境	国・県等の 動向	光化学オキシダントや河川のBOD等環境基準が未達成のものがあるとともに、法令改正に対応した施策・事業の展開が求められている。国においては、平成21年に大気中の微小粒子状物質に係る環境基準を設定し、平成25年度までに測定機器整備を図ることとし、平成22年には、大気汚染防止法、水質汚濁防止法が改正され、ばい煙や排水の測定結果の改ざん等に対する罰則に関する規定や事業者による自主測定に係る取組が強化された。また、平成19年に航空機騒音に係る環境基準が改正され、評価指標の変更が平成25年4月より施行されることとなった。県においては、22物質毎の濃度規制に代えて、あらゆる臭気に対応できる臭気指数規制への変更を検討しており、平成24年10月の施行を予定している。					H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標	
		現在、本市において影響はないものの、東日本大震災により、被災地においては家屋等の倒壊や解体に伴うアスベストの飛散が懸念されており、状況に応じた対応が求められる。					-----	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	-----
	外部意見 その他	平成20年8月、宇都宮市環境審議会において、光化学オキシダントや自動車騒音の対策としての渋滞緩和策については市単独で行うには限界があることから、国・県と連携した施策の推進が必要であると指摘されている。平成23年2月、栃木県環境審議会において、本市における微小粒子状物質に係る測定地点を2地点とする答申がなされた。					実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	-----	
							-----	3.5	3.3	3.1	2.9	2.7	
						④ 施策の達成状況	工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合(%)	3.8	3.5	3.3	3.0	-----	90.0%
						指標②	-----					-----	
						指標③	-----					-----	
						指標④ (特記事項)						-----	

⑤ 市民意識調査結果	市民の 施策満足 度	31.7%	市民の 施策重要 度	81.3%	⑥ 施策の評価	達成度 (単年度目標)	●	達成している (90%以上)	概ね達成 (70%~90%未満)	達成していない (70%未満)	説明	工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合は目標に向けて達成している。	⑦ 現状分析と課題の抽出 (③⑤⑥を踏まえた分析)	成果が見られる点	目標を定め、計画的に環境監視や立入検査を実施するなど活動指標は達成できた。また、着実に各事業を進めることにより施策指標についても目標に向けて達成できた。	
						必要性・緊急性 (住民・社会ニーズ)		増加している	●	横ばい	減少している	説明		市民意識調査における施策重要度について、全91項目のうち第11位と、引き続き高い状況であり、良好で安全な生活環境の確保のため、取組の維持が必要である。	改善の必要な点	光化学オキシダントや河川のBODなど、依然、環境基準等が未達成のものがあることから、監視体制や発生源対策の充実などの施策・事業を総合的かつ計画的に進めるとともに、宇都宮市環境協定について、協定締結を維持するため、事業者支援等について検討する必要がある。
						適切性 (適切な事務事業の選択、実施)		十分である	●	不十分な事業が一部ある	不十分な事業が複数ある	説明		事業者と市が公害防止や環境保全に関して締結する宇都宮市環境協定については、厳しい経済情勢の中、事業者の環境保全に係る費用負担が大きいことから、協定締結の維持・拡大が難しい状況である。		
						有効性 (政策目標への効果)	●	十分である		やや不十分である	不十分である	説明		「良好な生活環境の確保」のため、各事業を進めることにより、「環境にやさしい社会づくり」を推進している。		

3 今後の取組方針

⑧取組の 考え方	総論	「良好な生活環境の確保」を推進するため、宇都宮市生活環境保全推進計画に基づき国や県との連携を図りながら、環境基本法や大気汚染防止法に基づく環境基準の変更や悪臭防止法に基づく規制基準の変更などの法改正を踏まえ、新たな環境監視及び発生源対策を進める。また、環境基準等の達成状況を踏まえた上で、より効果的・効率的な監視を実施するとともに、計画の横断的な取組である宇都宮市環境協定の維持に努める。	➡	⑨政策評価 会議意見	<ul style="list-style-type: none"> 「良好な生活環境の確保」を推進するため、宇都宮市生活環境保全推進計画に基づき国や県との連携を図りながら、環境基本法や大気汚染防止法に基づく環境基準の変更や悪臭防止法に基づく規制基準の変更などの法改正を踏まえ、新たな環境監視及び発生源対策を進める。また、環境基準等の達成状況を踏まえた上で、より効果的・効率的な監視を実施するとともに、計画の横断的な取組である宇都宮市環境協定の維持に努める。 微小粒子状物質や航空機騒音について、新たな測定機器の整備に努めるとともに、県の「悪臭防止法に係る規制基準の変更」に伴う本市における対応策等について検討する。さらに、宇都宮市生活環境保全推進計画の横断的な取組である「宇都宮市環境協定」について、自主測定支援や協定に係る取組内容の市民への周知を行い、企業イメージなどの向上を図りながら、締結維持に努める。 法改正等の国・県の動向を踏まえながら効果的・効率的な環境調査のあり方を検討する。
	重点事業	微小浮遊粒子状物質や航空機騒音について、新たな測定機器の整備に努めるとともに、県の「悪臭防止法に係る規制基準の変更」に伴う本市における対応策等について検討する。さらに、宇都宮市生活環境保全推進計画の横断的な取組である「宇都宮市環境協定」について、自主測定支援や協定に係る取組内容の市民への周知を行い、企業イメージなどの向上を図りながら、締結維持に努める。			
	見直し事業	効果的・効率的に生活環境保全を推進するため、法改正等の国・県の動向を踏まえながら環境調査のあり方を検討する。			

4 施策を構成する事務事業一覧

No.	事業名	対象者	開始年度	活動指標等	H21	H22	H21	H22	重点度 (A~C) ※施策目標 に対する 寄与度	事業の 方向性	施策目標を達成するための取組方針
					目標値	目標値	事業費	事業費			
					実績値	実績値	(千円)	(千円)			
1	大気汚染常時監視システム	市民	S46	調査地点数	9	9	13,646	10,052	A	継続	大気に係る環境基準の達成状況を把握するために、継続的に大気汚染常時監視を実施していくとともに、法改正に基づき新たに測定が義務付けられる微小粒子状物質に対応した測定機器の整備に努めていく。
	9				9						
2	大気汚染発生源調査	事業者	S43	立入検査数	27	27	142	147	A	継続	市民の生活環境を保全するために、県の「悪臭防止法に係る規制基準の変更」を踏まえ、本市における対応策等について検討していく。
	27				27						
3	騒音・振動調査	市民	S57	調査地点数	31	29	2,448	3,414	A	継続	騒音に係る環境基準等の達成状況を把握するために、自動車騒音や航空機騒音について、継続的に監視を実施していくとともに、法改正に基づき新たに測定が義務付けられる評価指標（WECPNL→Lden）に対応した測定機器を整備し監視を行っていく。
	31				29						
4	水質汚濁発生源調査	事業者	S49	立入検査数	110	90	119	103	B	継続	有害物質に係る管理基準遵守のために、使用工場・事業場に対する指導を徹底していく。
	114				95						
5	宇都宮市環境協定の推進	事業者	H19	締結事業者数	56	56	0	0	B	継続	事業者の自主的・積極的な取組を推進するために、自主測定支援や協定に係る取組内容の市民への周知に努め、企業イメージなどの向上を図りながら、締結の維持を目指す。
	34				34						
6	環境情報システムの構築、情報提供の推進	市民	H20	情報提供分野数	0	7	0	0	B	継続	工場・事業場に関する市民・事業者への情報提供や事業者に対する迅速・的確な指導を推進するために、環境情報システムを活用していく。
	事業者	0			7						
7	大気汚染物質測定機器購入	市民	S46	整備機器数（更新）	5	6	6,120	7,760	B	継続	大気に係る環境基準の達成状況を把握するために、環境基準等の達成状況を踏まえ、効果的・効率的な測定機器整備を図っていく。
	5				6						
8	大気汚染物質測定機器維持管理	市民	S46	大気汚染常時監視局数	9	9	6,094	5,256	B	継続	大気に係る環境基準の達成状況を把握するために、環境基準等の達成状況を踏まえた効果的・効率的な測定機器維持管理を図っていく。
	9				9						
9	大気汚染調査の実施（有害大気汚染物質調査）	市民	H9	調査地点数	3	3	3,465	4,095	B	継続	有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況を把握するために、継続的に監視を実施していく。
	3				3						
10	ダイオキシン類等調査	市民	H10	調査地点数	46	47	4,144	3,951	B	継続	ダイオキシン類排出施設適正管理のために、排出工場・事業場に対する指導を実施していく。
	事業者	46			47						
11	大気アスベスト監視	市民	H18	調査地点数	7	7	574	893	B	継続	大気中のアスベスト濃度を把握するために、継続的に監視を実施していく。
	7				7						
12	河川・地下水調査	市民	S49	調査地点数	73	72	4,578	5,555	C	見直し	河川や地下水に係る環境基準の達成状況を把握するため、継続的に監視を実施するとともに、公共用水域調査について、測定地点、項目、頻度を精査し、効果的・効率的な監視を行っていく。
	73				72						
施策事業費合計							41,330	41,226			